

議案第 17 号

橋本市道路占用料条例の一部を改正する条例について

橋本市道路占用料条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和元年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市道路占用料条例の一部を改正する条例

橋本市道路占用料条例(平成18年橋本市条例第204号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(占用料の徴収方法) 第3条 占用料は、占用許可の日の属する月の翌月末までに徴収する。 ただし、占用期間が1年以上で、<u>数会計年度にわたるものについては、初年度分は占用許可の日に属する月の翌月末まで、次年度以降の分についてはそれぞれその年度の6月30日までに徴収する。</u> (督促手数料及び延滞金) 第4条 法第73条第1項の規定により督促状を発したときは、<u>橋本市税外諸収入金の督促、滞納処分等に関する条例(平成18年橋本市条例第77号)の規定の例により督促手数料及び延滞金を徴収する。この場合において、延滞金の額は、同条第2項ただし書に規定する割合を限度として計算するものとする。</u> 第5条～第7条 略	(占用料の徴収方法) 第3条 占用料は、<u>占用許可の際徴収する。ただし、占用期間が1年以上で、数会計年度にわたるものについては、初年度分は占用許可の際、次年度以降の分については当該年度分をその年度の始めに徴収する。</u> 第4条～第6条 略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。